

令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

栃木労働局長より、[令和6年3月5日付け栃労発基0305第7号をもって](#)、標記に係る周知依頼がありました。

「昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡災害を含む休業4日以上死傷者数は1,045人、うち死亡者数は28人となっている。死傷災害は、建設業、製造業で全体の4割が発生し、死亡災害は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった」とのことです。

当クールワークキャンペーンは、5月1日から9月30日までの期間として、4月を準備期間、7月を重点取組期間としています。

その概要について、[令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱](#)で詳細をご確認いただくとともに、

事業場にあっては

- ①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- ②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- ③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

など、重点的な対策の徹底を図り、熱中症災害の防止に努めて頂きますようお願い致します。